

令和6年 第8回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和6年8月26日(月) 10時00分
場 所 南庁舎2階 会議室2

○提出議題（11件）

高農議第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと(3)
高農議第25号 非農地証明願出のこと(1)
高農議第26号 農地利用集積計画の決定について(1)
報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと(5)
報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知のこと(1)

○出席委員（12名）

1 番	大濱 正則		
3 番	本庄 捨伸	4 番	北野 益生
		6 番	野村 富夫
7 番	北原 知子	8 番	駒井 隆彦
9 番	長谷川 巧	10 番	松本 慶一
11 番	松本 眞実子	12 番	芦谷 博務
13 番	杉田 住夫	14 番	宮下 多恵子

○欠席委員（2名）

2 番	北野 保夫	5 番	前橋 瑞紀
-----	-------	-----	-------

○出席事務局職員（2名）

事務局	事務局長	西田 幸生
〃	主 幹	鵜鷹 一成

○出席市長部局（1名）

産業振興課	副主幹	尾塩 昌昭
-------	-----	-------

議 事 内 容

事務局

皆さん、おはようございます。第8回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、2番北野委員、5番前橋委員が欠席です。過半数に達しておりますので、総会は成立しております。

本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第24号～26号の5件、報告第27号～28号6件、併せて11件でございます。議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

議 長

皆さん、おはようございます。(時候の挨拶) それでは第8回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により

3番 本庄委員、及び 6番 野村委員よりお願いいたします。

それでは、議案書に基づき進めてまいります。

高農議第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局

高農議第24号は、農地法第5条第1項の許可申請についてでございます。

(高農議第24号 1番を読み上げる)

別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。

■ 番

事務局の説明通りで問題ないと思います。また、譲渡人も耕作できる状態でないし以前から耕作していません。息子さんも耕作する意思がないので問題ないです。

議 長

補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

■ 番

譲受人は、令和5年2月に中筋で資材置場の申請をしていますが、資材置場として利用しておらず、更地の状態です。工事はすぐしたが、その後、物を持ってくるような動きは全くありません。その土地を利用せずに今回新しい申請を提出するのはおかしいではありませんか。このような場合、どのように指導したらいいのですか。

事務局

令和6年4月から、資材置場への転用は、3年間半年ごとに報告しないといけないようになりましたが、それ以前のものは該当しません。

■ 番

北池の資材置場がいっぱいで資材置場が足りていないとの理由で今回申請しているんでしょ。中筋に使っていない土地があるのはおかしい。

■ 番

その辺、矛盾しているので、どう対応していけばいいのですか。

議 長

■ 番委員から指摘された件ですが、資材置場として許可されて、それが履行できていないとなれば、我々農業委員も今後は申請が出てきた段階で、以前許可した案件がどうなっているかを確認していく必要があると思います。

■ 番

中筋に許可を受けた資材置場があるのにまた申請をしている。そこがおかしいということですね。

議 長	そこが有効に活用されていればいいんですが、まだ全く手つかずの状態であるという話なので。
■ 番	誰が考えてもおかしい。
■ 番	申請するのはいいが更地のままで資材置場となっていないです。家を建てようと思えば建てられる状況です。令和6年4月から、3年間半年ごとに転用後の状況を報告しないといけないとのことだが、4月以前にも、このような事例が他にもあるように感じます。今回は私が知っている場所だったので総会で聞きました。
事務局	資材置場であれば、資材を置いた状態で、完了となります。完了報告が提出されているかは後で確認いたします。
■ 番	更地のままなのでたぶん出てないと思います。
議 長	今後資材置場への転用は確認していく必要があると思いますので、今回の案件についても、申請者と連絡をとり指導していきます。それと先程、事務局の説明で水路を補強すると話がありましたが、申請者から工事前に地元水利組合へは、工事内容の説明はあるんですか。
事務局	代理人である行政書士に連絡するように伝えておきます。
■ 番	水利の人が同意印を押しているでしょう。水利とは、ちゃんとそのような話は出来ているはずで、そうしないと水利も印を押しません。
議 長	私が地元水利として印を押しています。水路部分の話はしていませんでした。トラックの出入りがある隣の雑種地と同じようにすると聞き問題ないと判断して印を押しました。事前に聞いていたことと相違があるので、私の方で確認します。この案件はよろしいでしょうか。
事務局	議長、この案件について、高砂市農業委員会としてどう判断するんですか。
■ 番	判断の前にその辺の事情は聞かないと駄目でしょう。申請者に以前の申請も含め、意向を確認する必要があるのではないのでしょうか。
事務局	総会で議案として審議しているため、高砂市農業委員会として許可もしくは不許可の判断をして県に提出しなければなりません。今回の場合、高砂市農業委員会の意見として、総会での意見書を添えて提出したらどうですか。
議 長	以前の転用許可が、現在資材置場として利用されていないため、今回の申請を提出してよいのかという趣旨の意見書を添付し、了承してよろしいでしょうか。
各委員	(「異議なし」の声あり)
議 長	続いて申請番号2番について、事務局説明願います。
事務局	(高農議第24号 2番を読み上げる)
	別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。
■ 番	譲渡人の土地所有者は東京在住で以前は誰かに貸されて耕作していたがその方も耕作できないとのことで譲渡人はどうしようかと悩んでいたところ、太陽光の話が来た。譲受人は太陽光の実績はありますが正直、工事が雑で、太陽光の周りも下も草がよく生えていて管理がされていないので、太陽光パネルの下にも防草シートを張るなどの管理が必要だと思います。

議 長

補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。
ご異議はございませんか。

各委員

(「異議なし」の声あり)

議 長

この件についても、近隣から苦情が出ているため、全面に防草シートを張るなど、工事のやり方と転用後の草の管理を徹底することを記載した意見書を添えるということで、了承してよろしいでしょうか。

各委員

(「異議なし」の声あり)

議 長

続いて申請番号3番について、事務局説明願います。

事務局

(高農議第24号 3番を読み上げる)

別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

小委員会で県に提出する意見書についてどこまで効力があるのかという質問があり、県に確認いたしましたところ、県が内容を注視し申請者に確認を求める判断材料になるとのことです。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。

■番

現地確認をしたが申請書どおり工事をしてくれれば問題はありません。地区の農会長である私の方から埋立時に産業廃棄物による埋立はしないこと、産業廃棄物を保管しないことは要望しています。水利の方からも南側の水路に擁壁がないため、水路に土砂が流れ込まないことと会所があってその会所も残すことを要望しています。

譲受人ですが、市や県の許可を得て阿弥陀町北山地区の山の竹林を切り拓いています。はっきり見たわけではありませんが産業廃棄物であるようなものを持って来て埋め立てているような気配があります。その業者が今回の申請地で資材置場をするのは正直不安もあります。書類上は不備がないので農会とか水利は要望だけを書いています。

議 長

補足説明が終わりました。小委員会では、今説明がありましたように産業廃棄物での埋立やその置場になるおそれもあるのではないかと意見がありましたのでこの案件について、そのことを意見書に記載して県に提出したいと思いますが、ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

■番

図面には、水路に土砂が落ちないように擁壁は記載されていないのですか。水利の方から擁壁を設置するように要望して図面を提出してもらう必要があると思います。事務局の方へ図面は出てないのですか。

事務局

法面になっています。

■番

現地確認した時に水路に土砂が落ちる可能性はあるのですか。

■番

現地を見たが、図面上は斜めになっており、土砂はあんまり落ちないように感じました。

■番

地元の水利が印を押しているなら仕方ないが、言うことは言わないといけないでしょう。

■番

調査書には擁壁をする計画となっていないですか。

事務局

擁壁の場所は反対側です。

事務局	あの場所は水路と申請地の間に泥揚場がないんですか。図面には記載がありません。
■番 事務局	水路の際迄、斜めになっています。 水路にU型側溝がありすぐ法面になっていますがあそこは泥揚場がないんですか。
■番	そういうことを小委員会で見に行ったのではないのですか。それでは現地確認の意味がないのではありませんか。申請番号1番の案件にしてもそうです。9人もの大勢で現地確認をしています但中身がわからないのに行っても暑いのにしんどいだけです。
■番	小委員会で現地確認をしたが、みんな図面上こうなっていたらこうなるんやとしか言いようがないと思います。
■番 事務局	小委員会で暑い中、現地確認をしているが今のような問題があるなら、前の地区農業委員会での事前審査のほうがみんなよくわかって意見できるからいいと思います。
■番 事務局	現地の農会長は、小委員会の現地確認には参加するのですか。 今回の案件については、小委員会へ出席した農業委員が農会長を兼ねており、参加していたことになります。
■番 ■番	それなら事情はよくわかっていますね。 たまたま■番委員が小委員会の出席者であったからよかったが、太陽光なんかわざわざ農会長へ電話で聞いたんでしょ。
■番 事務局	現地の農会長へは現地確認への要請はしないのですか。 今まで何回も事あるごとに言ってきましたが、高砂市には農業委員が会長を含め14人、推進委員が3人おられます。農業委員会の案件が出てきた分は、地方公務員の特別職として選ばれた地方公務員である農業委員、推進委員で判断していただいて、必要があれば■番委員がされたようにわからないことは農会長に聞いて農業委員で判断していただくのが農業委員会です。そういう趣旨でやっていただきたい。
■番 事務局	水利も大事ですよ。水利にも聞かないといけないではありませんか。 水利にもわからなければ聞いていただく必要があります。農業委員会に申請や届出があった場合、事務局は書類審査になります。書類には、現場に一番詳しい水利組合長や農会長が印鑑を押されています。申請内容を了承したうえで印を押されていると認識しています。地元の農会長や水利組合長が同意している案件を事務局職員が見て擁壁が必要であるなどと覆す権限はないと思います。小委員会の出席農業委員の中には農業とか水利に詳しい委員がおられます。現地でもここから水が入るとか考えた中で書類上は問題ないと判断してもらっています。図面通りやっていただくそれを今回の場合、信じるしかないと思います。今回小委員会で現地確認をされた会長、副会長、委員のメンバーも他いろいろ意見はあると思いますが農業委員会は農業委員さんが主導してやっていただきたい。
■番 事務局	それは大事なことです。 わからなければ農会長に聞いていただくとかしてください。

■番	8番委員は、自分がわからないことについて農会長に聞いています。私は小委員会の現地確認は意味がないと思います。
事務局	意味がないことはないです。
■番	地元の考えが大事で、小委員会の現地確認は9人でまわっても意味がないと思います。
■番	農会長もレベルがあって、印は押しているが申請内容を理解できない可能性があります。私も最初のうちはわからないので印を押していました。年数が経てば擁壁をしてほしいとかいろいろ要望は言いますが、最初は本当にわからないよ。自分の集落以外ことは、今までは地区農業委員会で事前審査をしていたので農業委員として把握できていました。
事務局	それは何回も説明させていただきましたが、出来ないんです。
■番	農業委員が自分の集落以外のことを聞こうと思えば、その集落の農会長に聞くしかないのですね。
事務局	農業委員が自分で見て判断できることは判断していただけたらいいですが、わからないことは地元の農会長や水利組合長に聞いていただて判断願います。
■番	用水がどこから入ってなど詳細なことまでは農業委員はわかりません。
事務局	■番委員のおっしゃるとおりです。今回であれば農会長を兼ねられている■番委員がこられていたので、現地でわからないところの説明を受けたり、水路なども見た中で会長、副会長はじめ小委員会の参加メンバーで判断して、今回の総会にもってきています。
■番	そういう場合はいいけどね。集落の農業委員が来ている時はいいが、集落外の場合は、現地まわっても擁壁や土の状況など詳細がわからないと思います。いちいち農業委員が他の地区の農会長に詳しく聞こうと思えば、自分で行くなり電話で聞くなり確認する必要があるということですね。
事務局	そういうことです。
■番	そうしないと総会で説明できない。
■番	農業委員として、どこまで入っていけるかとういことです。
■番	個人情報のこともあり入っていかれないと思います。
事務局	高砂市が今まで行っていた地区農業委員会での事前審査は全国的にも異例であり、農業委員さんも選ばれてなっておられるので農業委員の仕事としてやっていただきたい。
■番	農業委員の仕事はします。個人情報があるのでどこまで入っていけるかわかりませんし、水利のことも気がつけば意見もしないといけませんし、自分の集落以外のことを我々農業委員がどこまで入っていけるかが問題です。自分の集落なら必要なことは業者に申し出てしてもらいますが、自分の集落以外のことを高砂市農業委員の立場ではあるが、意見するのは難しい。事務局の職員がもし農業委員の立場なら意見出来ないと思うが。
事務局	それは農業委員なので、やっていただくしか仕方ないと思います。
■番	やるけどどこまでやれるかわかりません。
事務局	今までのやり方に問題があるから今回から小委員会という新しいやり方に変

■ 番
議 長

えています。その辺はご理解してください。

■ 番委員は、電話で聞いてやっとならないか。

今回初めて小委員会を開催し総会に挑みましたが、今後農業委員のなかで改善していきたいと思います。

他に、ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

この件についても、産業廃棄物による埋立てを行わないこと、産業廃棄物を一切置かないこと、水路に土砂を流さないこと、会所を残すことという内容の意見書を添付するということで承認してよろしいでしょうか。

■ 番
事務局

意見書に対する県からの回答はありますか。

回答はありません。

■ 番

県に出したら、許可になる案件がほとんどだと思いますが、不許可になる場合はあるのでしょうか。

事務局

他市では不許可になった事例はありました。意見書の回答に関しても、一切県からの反応がないというわけではなく、意見があれば市とも調整はあります。

議 長
各委員
議 長

他に、ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議の声がありませんので、高農議第 2 4 号は承認されました。

続きまして高農議第 2 5 号「非農地証明願出のこと」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局

高農議第 2 5 号は、非農地証明願出のことでございます。

(高農議第 2 5 号を読み上げる)

議 長
■ 番

事務局の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。

申請地はどこに土地があるか、入り口もわかりません。山の一部となっており、耕作できるような状態ではありません。小委員会では、非農地証明は承認する方向で決定しています。

議 長

地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員
議 長

(「異議なし」の声あり)

異議の声がありませんので、高農議第 2 5 号は承認されました。

続きまして高農議第 2 6 号「農地利用集積計画の決定のこと」を議題といたします。

産業振興課、説明願います。

産業振興課

高農議第 2 6 号は、農地利用集積計画の決定のことでございます。

(高農議第 2 6 号を読み上げる)

議 長
■ 番

産業振興課の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。

産業振興課の説明通りで問題ありません。

議 長

この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

■ 番

賃借料は、1 0 a あたりどれくらいですか。

事務局

固定資産税くらいの値段です。

■ 番

他市町は、地区と賃借料を公表しているが高砂市は公表しないのですか。

事務局	申請が出てきたときに、賃借料が決まっていればそれを公表するが、最近はそのような申請があまりなかった。今後は出てきたら公表できるかと思います。
議 長	他にご意見、ご質問ございますか。
各委員	(「異議なし」の声あり)
議 長	異議の声がありませんので高農議第 2 6 号は承認されました。
	続きまして報告第 2 7 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」を報告いたします。事務局、説明願います。
事務局	報告第 2 7 号は農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出で、5 件ございます。
	(報告第 2 7 号、1 ～ 5 番を読み上げる)
議 長	事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。
各委員	なし
議 長	続きまして報告第 2 8 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。
事務局	報告第 2 8 号は農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知のことで、1 件ございます。
	(報告第 2 8 号、1 番を読み上げる)
議 長	事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。
各委員	なし
議 長	以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。
	(以 上)
	終了時刻 午前 1 0 時 2 0 分
	<u>議事録署名委員</u>
	本庄 捨伸 委員
	野村 富夫 委員